

表 1（令和7年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 7	土木部 土木企画課	長崎市第3期バリアフリー特定事業計画	146	R 6. 4 ～ R 8. 3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため策定した、長崎市バリアフリー特定事業計画の計画期間が令和7年度に満了となるため次期特定事業計画を策定する。	学識経験者、道路管理者、公共交通事業者、高齢者・障害者団体等で構成する長崎市移動等円滑化推進協議会において、市民意向調査の結果等を踏まえ、各施設管理者と協議・調整を行いながら、次期長崎市バリアフリー特定事業計画を策定した。 今後は、本計画に定めた事業に取り組み、バリアフリー化を推進する。	あり
2	R 7	まちづくり部 都市計画課	長崎まちづくりのランドデザイン2050	20,861	R 6. 4 ～ R 8. 2	人口減少が喫緊の課題であるなか、経済再生・定住促進につながるまちづくりの方向性を多様な関係者と共有し、オール長崎でまちづくりを推進するため、長崎まちづくりのランドデザイン2050を策定する。	本ランドデザインは、長崎まちづくりのランドデザイン検討委員会の審議や市民との意見交換等を経て、令和8年2月に策定した。 今後は、市民や民間事業者、大学等に本ランドデザインの周知を行うとともに、様々な関係者が連携・協働・共創し、それぞれの強みや主体性を活かした取り組みを推進する。	なし （配布済）
3	R 7	まちづくり部 公共交通対策室	長崎市地域公共交通計画	12,001	R 6. 4 ～ R 8. 3	国が定める基本方針に基づき、将来のまちづくりや市民の利益の確保を見据えて、将来にわたり持続可能な公共交通機関へと転換していくため、令和3年8月に策定し令和7年度で期間満了となる長崎市地域公共交通計画の次期計画を策定する。	本計画は、長崎市公共交通活性化協議会で協議を重ね、令和8年3月に策定した。 本計画の策定によって、行政と事業者、住民を含む関係者が連携・協力しながら取り組む実施施策を定め、長崎市全体を見渡した公共交通サービスの維持・確保を図る。 今後は、関係機関と連携しながら本計画に定めた施策を展開し、事業実施の確実性、円滑化を図る必要がある場合は地域公共交通利便増進実施計画を策定し施策を実施する。	なし （配布済）
4	R 7	まちづくり部 まちなか事業推進室	長崎市中心市街地活性化基本計画（第3期）	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和8年度から5年間の第3期基本計画を策定する。	令和8年3月17日付で内閣総理大臣の認定を受けた。 これにより、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進する。	あり

表 2（令和8年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
1	R 8	土木部 土木企画課	中部下水処理場跡地整備基本構想	8,477	R 8. 6 ～ R 9. 3	中部下水処理場跡地の土地利用について、平和公園スポーツ施設の再配置方針による土地利用の考え方にに基づき、広く市民の意見を取り入れながら、周辺施設との連携による相乗効果が生まれるように、官民連携の在り方や具体的な施設の配置及び規模等の整備構想を策定する。	構想策定にあたっては、長崎市中心部下水処理場跡地活用検討委員会での審議や市民ワークショップ等を行いながら策定する。
2	R 8	まちづくり部 都市計画課	都市計画マスタープラン	720	R 8. 4 ～ R10. 3	都市計画マスタープランは、将来の都市づくりの考え方を示すもので、長崎らしい集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向け、今回、計画期間（平成28年度から令和17年度）の中間年次で見直しを行う。	計画の見直しは、人口動向や土地利用等の都市の現状・動向分析などに基づくとともに、都市計画審議会や市民の意見等を広く取り入れながら行う。 本計画により、実現すべき都市の将来像や都市づくりの方針を示すことで、持続可能な都市構造の実現を図る。
3	R 8	まちづくり部 都市計画課	立地適正化計画	3,320	R 8. 4 ～ R11. 3	立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導により「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の形成に向けた取組みを推進しようとするものであり、令和5年度に改訂した計画の見直しを行う。	計画の見直しは、人口動向や土地利用等の都市の現状・動向分析などに基づくとともに、都市計画審議会や市民の意見等を広く取り入れながら行う。 本計画により、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能を誘導していくことで、持続可能な都市構造の実現を図る。
4	R 8	建築部 住宅政策室	長崎市住生活基本計画	0	R 8. 4 ～ R10. 3	本市の特性に応じた住宅まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため策定した長崎市住生活基本計画について、令和8年3月に国の住生活基本計画が策定されたことを受け、本市の住まいを取り巻く状況や社会情勢の変化に対応した新たな基本計画を策定する。	現行の計画期間は令和12年度までとなっているが、国が新たに住生活基本計画を策定したことを受け、本計画に住宅確保要配慮者に対する居住支援体制の構築や既存の住宅ストックの活用等の視点を取り入れることで、持続可能な住宅政策を推進する。